

# マージン率等の情報提供について

## ① 令和 5年 9月 30日付け 派遣労働者数

45人

## ② 令和 4年度 派遣先事業所数(実数)

3事業所

## ③ 令和 4年度(令和 4年 10月 1日～令和 5年 9月 30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

18,160円(8時間 全業務平均)

## ④ 令和 4年度(令和 4年 10月 1日～令和 5年 9月 30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

11,445円(8時間 全業務平均)

## ⑤ 令和 4年度(令和 4年 10月 1日～令和 5年 9月 30日) マージン率

32.5%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※マージン率に含まれるもの

1. 雇用主として負担する労災保険、雇用保険、健康保険などの社会保険料や確定拠出年金掛金
2. 諸費用(有給休暇、慶弔休暇、研修費、制度運用費、通信費、広告宣伝費、交通費、オフィス賃料、管理費、各種税金 など)
3. 営業利益

## ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ( 全ての派遣労働者 )

当該労使協定の有効期間の終期 ( 令和6年3月31日 )

締結していない

## ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
ビジネスマナー研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
商品/サービス知識	派遣中	OJT	無償	有給
ビジネススキル研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 大東 電話番号 06-6748-8780

## ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 株式会社ナツバ  
許可番号 派27-304357